

大分大学医学部附属病院サービス改善専門部会内規

令和6年5月29日制定

令和6年医学部附属病院内規第4-3号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学医学部附属病院サービス・国際化推進委員会細則（平成21年医学部附属病院細則第4-6号）第11条第3項の規定により、大分大学医学部附属病院サービス改善専門部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定める。

(検討事項)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 本院で収集した患者の意見、要望等（以下「意見、要望等」という。）への対応策に関すること。
- (2) 意見、要望等に対する該当部署における対応状況の評価に関すること。
- (3) 意見、要望等への回答に関すること。
- (4) その他意見、要望等を本院に反映する方策に関すること。

(構成)

第3条 部会は、次の各号に掲げる構成員をもって構成する。

- (1) 看護部長
 - (2) 外来医長 1人
 - (3) 副薬剤部長 1人
 - (4) 副看護部長 1人
 - (5) 外来看護師長
 - (6) 医療技術部臨床検査部門技師長
 - (7) 医療技術部放射線部門技師長
 - (8) 財務部経理課挟間調達室の職員 1人
 - (9) 財務部施設管理課の職員 1人
 - (10) 医学・病院事務部総務課の職員 1人
 - (11) 医学・病院事務部経営戦略課の職員 1人
 - (12) 医学・病院事務部医事課の職員 1人
 - (13) その他部会長が必要と認める者
- 2 前項第2号の構成員は、診療科の輪番制によるものとし、別に定める輪番表に基づき、部会長が指名する。
- 3 第1項第3号及び第4号、第8号から第13号までの構成員は、部会長が指名する。

(任期)

第4条 前条第3項の構成員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を生じた場合の補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 部会に部会長を置き、第3条第1項第1号の構成員をもって充てる。

2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

3 部会長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する構成員がその職務を代行する。

(代理出席)

第6条 構成員が、事故等やむを得ない事由により部会に出席できないときは、あらかじめ部会長の承認を得て、当該構成員が指名した代理者を部会に出席させることができる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 部会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を部会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 部会の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この内規は、令和6年5月29日から施行する。

2 第3条第1項第3号及び第4号、第8号から第13号までの構成員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。